

工事請負等競争入札参加者心得

- ※ 入札・見積に参加する際は、必ず読んで来てください。
- ※ この心得は貸与するものです。入札・見積時に返却してください。
- ※ この心得は八王子市のホームページからもダウンロードすることができます。

令和6年（2024年）10月

八王子市

(趣旨)

第1条 この心得は、工事、修繕又は製造の請負及び設計、測量、地質調査又はその他の委託契約の締結について、八王子市が行う一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(変更事項の届出)

第2条 入札参加者は、その届出事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。

(関係法令等の順守)

第3条 入札参加者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）及び同法施行令（昭和31年政令第273号）等
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び同法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) その他工事請負等に関する法令
- (4) 八王子市契約事務規則等
- (5) 設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）

(指名停止等)

第4条 競争入札参加資格者に粗雑工事、工事等に起因する事故及び贈賄、不正、不誠実な行為があった場合は、期間を定め指名停止を行う。

2 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱の措置要件に該当する競争入札参加資格者には、同要綱に基づく入札参加排除措置を行うことがある。

(資格・指名の取消)

第5条 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者となった場合
- (2) 破産者で復権を得ない者となった場合
- 2 入札参加者が、前項各号の一に該当したときは、当該入札参加者の一般競争入札における入札参加資格及び指名競争入札における指名（以下「資格・指名」という。）は、市において特別な理由がある場合のほか、これを取り消す。

第6条 入札参加者が次の各号の一に該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した後、3年を経過しない者の当該資格・指名は、これを取り消すことがある。

- (1) 八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に定める措置要件に該当する者
- (2) 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けた者
- (3) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (6) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (7) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (8) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (9) 前各号の一に該当し、入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第7条 入札参加者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格・指名を取り消すことがある。

第8条 入札参加者が、正当な理由がなく指定された日時、場所で設計図書の貸与若しくは、配付を受けない場合、又は郵送した設計図書を受け取らない場合は、当該資格・指名を取り消すことがある。

(入札保証金)

第9条 入札参加者はその見積る契約金額（単価による入札においては、契約金額に予定数量を乗

じて得た額とする。)の100分の3以上の入札保証金を入札執行前に納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) その必要がないと認めるとき
- (3) 一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名の通知（以下「公告又は指名通知」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき

(入札保証金の納付に代わる担保)

第10条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

| 担保の種類 | 担保の価値 |
|-------------------------|---|
| 国債・地方債 | 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額 |
| 政府の保証のある債券及び金融債 | 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する額 |
| 銀行等が振り出し又は支払保証をした小切手 | 小切手金額 |
| 銀行等が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形 | 手形金額（その手形の満期の月が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額） |
| 銀行等に対する定期預金債権 | 当該債権証書に記載された債権金額 |
| 銀行等の支払保証 | その保証する金額 |

2 入札参加者は、国債、地方債、政府の保証のある債券及び金融債を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該債券が、国債ニ関スル法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債、又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録された地方債、政府の保証のある債券及び金融債（以下「金融債等」という。）であるときは当該債券を質権の目的となしたことにつき、登録機関に登録をなし、その登録済通知書又は登録済証の提供により債券の提供に代えることができる。

3 入札参加者は、金融債等を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該債券が記名債券であるときは、当該債券を質権の目的となしたことにつき、社債原簿に記載しなければならない。

4 入札参加者は、定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

5 入札参加者は、銀行等の支払保証を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第11条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第12条 入札保証金は、市の発行する入札保証金納付書により、納付しなければならない。

2 入札保証金の納付があったときは、入札保証金領収書及び納付証明書を当該納入者に交付しなければならない。

3 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第13条 入札参加者は、市から提示された設計図書、契約書案その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 設計図書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札の辞退)

第14条 入札参加者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか、郵送、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で送付するものとする。

(2) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し契約担当者に提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第15条 入札参加者は、次の各号に定めるほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

(1) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(2) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札)

第16条 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。）のうえ、封をして、あらかじめ公告又は指名通知において示した日時及び場所において、契約担当者の指示により提出しなければならない。この場合において、入札保証金の納付を要するものにあつては、入札保証金納付証明書を同封しなければならない。入札保証金の納付に代えて担保を提供した場合において、当該担保が有価証券である場合についても同様とする。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。

3 前項の規定により代理人が入札を行った場合においては、当該入札書に必ずその者の氏名を記入して押印するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、公告又は指名通知において郵便による入札が認められたときは、書留郵便等により入札することができる。この場合においては、別に指示された日時及び場所に到達していなければならない。指示された日時及び場所に到達していないものは無効とする。また、詳細については別途定める。

5 入札書は、1人1通とし、入札をしようとする者は他の入札をしようとする者の代理人となることができない。

6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、金額を表示する場合は、その初頭に「¥」の文字を付記すること。

(入札の取りやめ等)

第17条 入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合においては、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(入札書の書換え等の禁止)

第18条 入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第19条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者は、前項の開札に立ち会わなければならない。

3 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせる。

4 郵便による入札については、前項によらず別途定める。

(入札の無効)

第20条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 第16条第2項による委任状の提出がない者のした入札

(3) 所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金に不足のある者のした入札

(4) 解除条件付指名競争入札において、同意書の提出がない入札

(5) 記名押印を欠く入札

(6) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

(8) 当該入札に関係のないことが記入されている入札

(9) 事前に予定価格を公表している場合において、予定価格を超える金額での入札

(10) 事前に最低制限価格を公表している場合において、最低制限価格を下回った金額での入札

(11) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記した入札

(12) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したものの入札

(13) 封筒に記載の件名と同封している入札書の記載が異なるもの

(14) 封印封緘のないもの

(15) 明らかに連合によると認められる入札

(16) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものの入札

(17) 郵便による入札を認められた場合において、その送付された入札書が別に指示された日時及び場所に到達していないもの

(18) 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けた者の入札書

(19) 再度入札において、初度入札における最低制限価格未満の入札金額を除いた最低入札金額以上の金額での入札

(20) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(入札書等の取扱)

第20条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(落札者)

第21条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事、修繕又は製造その他についての請負の場合においては、次条及び第23条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とする場合がある。

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する入札(以下「総合評価方式」という。)にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者(以下「最高評価値入札者」という。)を落札者とする。ただし、工事、修繕又は製造その他についての請負の場合においては、次条及び第23条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最高評価値入札者以外の者を落札者とする場合がある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第22条 工事、修繕又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により

当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることができる。

(最低制限価格を設けた場合の落札者)

第23条 工事、修繕又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、当該契約の内容及び適合した履行を確保するため特に必要があると認めあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第24条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札を行う。ただし、事前に予定価格、最低制限価格を公表している場合は、再度入札は行わない。この場合は不調とする。

2 前項の再度入札の回数は、原則として1回とする。なお、全者最低制限価格未満のときは、再度入札を行わない。

3 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者のうち、当該入札が第20条の規定により無効とされなかった者で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

(再度入札の入札保証金)

第25条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（代用担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があつたものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第26条 落札となるべき同価の入札者（総合評価方式にあつては、最高評価値入札者）が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引く。

3 郵便による入札については、前各項によらず別途定める。

(入札結果の通知)

第27条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を、開札に立ち会つた入札者に知らせる。この場合において、落札者となつた者が開札に立ち会わなかつたときは、その者に落札者となつた旨を通知する。

(契約書の作成)

第28条 落札者は、落札者となつた旨の通知を受けた日から起算して5営業日以内に、契約書及び別に指示する書類を作成し、記名押印のうえ、契約担当者に提出しなければならない。

2 前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

3 契約書の提出があつたときは、市長は当該契約書に記名押印し、その一部を落札者に返付する。

第28条の2 前条の契約書を契約内容を記録した電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）で作成する場合は、落札者は、落札者決定日までに八王子市の指定する方法により電子契約利用申出書を提出しなければならない。

2 前項の電磁的記録を作成する場合は、落札者は、落札決定日から起算して5日営業日後の日に、電子契約サービスに登録した電磁的記録が真正なものであると確認し、八王子市契約事務規則第45条第5項に規定する措置（以下「電子署名」という。）を講ずることに同意（以下「確認同意」という。）しなければならない。

3 前項の期間内に落札者が確認同意を行わないときは、落札はその効力を失うことがある。

4 落札者が確認同意を行ったときは、契約担当者は確認同意を行い、電子署名を講じた電磁的記録を落札者に送付する。

(契約の確定)

第29条 市長が落札者とともに契約書に記名押印したとき（電磁的記録を作成する場合は、電子署名を講じたとき）に当該契約が確定する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第30条 工事、修繕又は製造の請負で予定価格が2億円以上の契約については、仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)の定めるところにより八王子市議会の議決を経た後に、当該契約を確定させる。

(入札保証金等の返還)

第31条 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提出された担保を含む。以下本条において同じ。)は、落札者に対して契約保証金の納付後(代用担保が提出される場合は、当該担保の提供後)、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。ただし、落札者からの申出により、落札者の入札保証金又は代用担保を、契約保証金又はその代用担保の全部若しくは一部に充当することができる。

2 前項の規定にかかわらず、契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、契約の確定後に入札保証金を返還する。ただし、落札者以外の者に対しては、この限りではない。

3 入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金領収証又は預かり証を提出するものとする。

(入札保証金に対する利息)

第32条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第33条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金(代用担保を含む。)は、市に帰属する。

(契約保証金)

第34条 落札者は、契約金額(単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た金額とする。)の100分の10以上の契約保証金を、契約書の提出前に納付しなければならない。

ただし、次の(1)～(3)に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を要しない。また、案件によっては、契約保証金の納付に代えて、契約の保証として公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を指定する場合がある。この場合においては、保証金額は、契約金額の100分の30以上としなければならない。

(1) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき

(2) 落札者が、過去2か年の間に市若しくは国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体との間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行して、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき(工事請負契約については、原則として、契約金額が1,000万円未満の契約の場合に限る。)

(3) 公告又は指名通知において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用等)

第35条 第10条及び第32条の規定は、契約保証金について準用する。

2 契約保証金の納付は、前項の規定によるほか、担保として公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の支払保証を提供することをもってこれに代えることができる。この場合においては、第10条中の銀行等の支払保証に関する規定を準用する。

(契約保証金の納付方法)

第36条 契約保証金は、契約書の提出前に市の発行する納付書により、納付しなければならない。

2 市は、契約保証金の納付があったときは、領収書を当該納入者に交付する。

3 契約保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合においては、市は、預かり証を交付するものとする。

(履行保証保険証券等の提出)

第37条 落札者は、市を被保険者とする履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該契約に係る履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券を提出しなければならない。

(前金払及び中間前金払の対象)

第38条 公共工事等の前金払及び中間前金払は、入札等条件として、当該工事等が前金払及び中間前金払の対象である旨を、公告又は指名通知に明示したものについて行う。ただし、前払金の支払いを受けなかった場合は、中間前金払の対象としない。

2 前金払及び中間前金払の率等は公告又は指名通知に明示された率等とし、支払時期及び請求の手続については別途定めるところによる。

(異議の申立)

第39条 入札をした者は入札後、この心得、設計図書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第40条 この心得に明記のない事項及び解釈については市係員の指示による。なお、競争見積合わせ等の場合についてもこの心得適用事項を準用する。

附則 この心得は、平成7年9月1日から施行する。

附則 この心得は、平成9年1月1日から施行する。

附則 この心得は、平成15年7月1日から施行する。

附則 この心得は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。

附則 この心得は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成21年2月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。

附則 この心得は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。

附則 この心得は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。

附則 この心得は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。

附則 この心得は、令和元年5月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。

附則 この心得は、令和2年(2020年)4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。

附則 この心得は、令和5年(2023年)9月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。

附則 この心得は、令和6年(2024年)10月1日から施行し、同日以後に公告又は指名するものに適用する。

【 入札書様式 】

入 札 書

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

ただし、契約番号

| | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 2 | 0 | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

件 名 _____

上記金額をもって請負うため、競争入札参加者心得及び契約条項を承諾
のうえ、入札いたします。

令和 年 月 日

八 王 子 市 長 殿

住 所

商 号

代 表 者

(印)

代 理 人

(印)

(注意事項)

1. 入札書の大きさは日本工業規格A4とする。
2. 金額はアラビア数字で表示し、頭書に¥の記号を付記すること。
3. 代理人をもって入札する場合は、必ず委任状を持参し、代理人の氏名を明記し、押印すること。

【 委任状様式 】

委 任 状

今般私は、 (印) を代理人と定め次の権限を委任する。

契約番号

| | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 2 | 0 | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|

件 名

の入札に関する一切の件

上記のとおり委任します

令和 年 月 日

八 王 子 市 長 殿

住 所

商 号

代表者 (印)

【 見積書様式 】

見 積 書

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

ただし、契約番号

| | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 2 | 0 | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

件 名 _____

上記金額をもって請負うため、競争入札参加者心得及び契約条項を承諾
のうえ、見積いたします。

令和 年 月 日

八 王 子 市 長 殿

住 所

商 号

代 表 者

(印)

(注意事項)

1. 見積書の大きさは日本工業規格A4とする。
2. 金額はアラビア数字で表示し、頭書に¥の記号を付記すること。

入札書、委任状及び同意書の記載上の注意事項

入札書、委任状及び同意書に記載する「代表者」・「代理人」は、下表のとおりです。

| | | 競争入札参加資格登録上の代理人なし | | 競争入札参加資格登録上の代理人あり | |
|----------------------|----|----------------------|------------------------------|-------------------|----------------------------------|
| 入札参加者 (入札会場へ来る方) | | 代表者(本人) | 代表者から入札を委任された者 | 登録上の代理人 (本人) | 登録上の代理人から入札を委任された者 |
| 委任状 | ①欄 | 委任状は不要 | 代表者から入札を委任された入札参加者の記名・押印(私印) | 委任状は不要 | 登録上の代理人から入札を委任された入札参加者の記名・押印(私印) |
| | ②欄 | | 代表者の記名・押印 | | 登録上の代理人の記名・押印 |
| 入札書 | ③欄 | 代表者の記名・押印 | | 登録上の代理人の記名・押印 | |
| | ④欄 | 記載不要 | 代表者から入札を委任された入札参加者の記名・押印(私印) | 記載不要 | 登録上の代理人から入札を委任された入札参加者の記名・押印(私印) |
| 同意書(工事のみ) | | 代表者の記名・押印 | | 登録上の代理人の記名・押印 | |
| 代表者の印及び 入札書用封筒の封印 | | 登録印(使用印登録している場合は使用印) | | 登録上の代理人印 | |

※入札書の封筒の封印箇所等については、次頁「入札書用封筒の記入方法」のとおり。

<例> 登録上の代理人：◎◎株式会社の「〇〇支店 支店長 △△△△さん」

入札参加者(入札会場へ来る方)：営業担当者の「□□□□さん」

委任状

今般私は、□□□□ ㊞を代理人と定め・・・

①

(中略)

②

住 所 東京都・・・・・・・・

商 号 ◎◎株式会社〇〇支店

代表者 支店長 △△△△ ㊞

入札書

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

(中略)

③

住 所 東京都・・・・・・・・

商 号 ◎◎株式会社〇〇支店

代表者 支店長 △△△△ ㊞

④

代理人 □□□□ ㊞

注：東京電子自治体共同運営での競争入札参加資格登録上、代理人を置いている場合

登録上、代理人を置いている場合は、当該代理人が入札・契約に関する権限のある者となるため、**入札書、委任状及び同意書の代表者欄には、当該代理人の記名・押印をお願いします。**登録上、代理人を置いているにも関わらず、当該代理人でない者を入札書、委任状及び同意書の代表者欄に記載した場合、その入札は無効となります。

入札（見積）書用封筒の記入方法

入札会場への入室前に入札書を封筒へ入れ、**封筒に封印、封かん（封の糊付け）**し、提出してください。

なお、予定価格の事前公表がない入札では2回入札が行われる可能性があるため、対象は1回目の入札書のみです。

【注意事項】

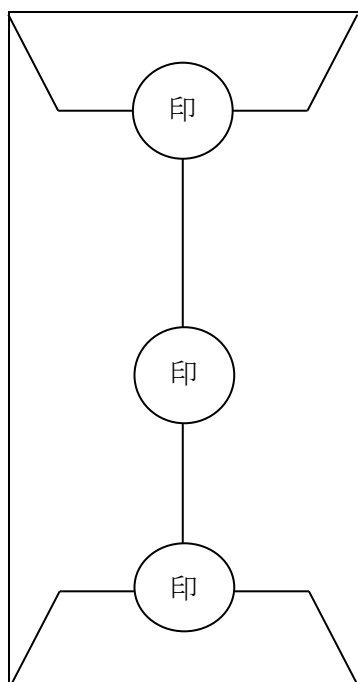
- ・縦書き横書きどちらでも有効です。
- ・入札書用の封筒に**封かん（封の糊付け）のないものは無効**です。
- ・印は使用（登録）印と同じものを使用し、**封筒の継ぎ目**3か所へ押印してください。
- ・入札書用の封筒へ**封印（押印）の無いものは無効**です。
- ・下記の封筒はあくまでも例です。**入札参加者は使用する封筒に応じて、封かん（封の糊付け）し、封筒の継ぎ目に封印（押印）してください。**

入札書用封筒・表

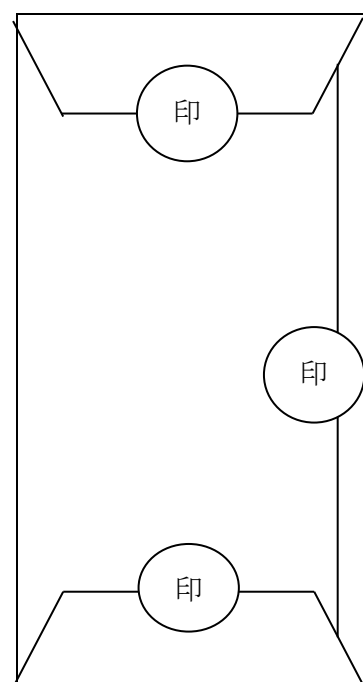
| | | |
|--------------|------------|---|
| 八王子市長 | 〇〇〇〇 | 殿 |
| 契約番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | |
| 件名 | 〇〇〇〇〇 | |
| 入札書在中 | | |
| 住所 | 〇〇〇〇 | |
| 商号 | 〇〇〇〇 | |
| 代表者 | 〇〇〇〇 | |

入札書用封筒・裏

(例1)



(例2)



※ 見積書の場合は、「入札書」を「見積書」と書き換えてください。